

【資料 8】

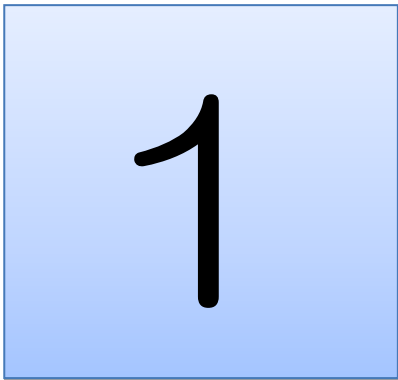
春日井市障がい者総合福祉計画 中間案

平成23年10月

春日井市

目 次

第1章	計画策定にあたって	
I	計画策定の背景と趣旨	2
II	計画の性格	3
III	計画の対象	4
IV	計画の期間	4
第2章	計画の基本的な考え方	
I	基本理念	6
II	基本的な視点	7
III	重点課題	8
IV	施策の体系	12
第3章	障がいのある人の現状と推計 サービスの実績と評価	
I	本市の人口の推移と推計	16
II	障がいのある人の数の推移と推計	17
III	障がい福祉サービス・相談支援事業の実績と評価	22
IV	地域生活支援事業の現状と評価	26
第4章	施策の推進	
I	啓発・交流	30
II	保健・医療	32
III	保育・教育	34
IV	雇用・就労	36
V	生活支援	38
VI	生活環境	46
VII	スポーツ・文化・レクリエーション活動	48
VIII	情報・コミュニケーション	50
第5章	計画の推進	53



計画策定にあたって

I 計画策定の背景と趣旨

本市の障がい者福祉施策は、平成9年度に策定された「春日井市障害者計画」により体系的に展開されるようになりました。その後、今日に至るまで、障がいのある人を取り巻く社会的環境の変化に対応し、計画の改定等を随時行い、継続的に障がい者福祉に関する施策を実施してきました。

現在、我が国は、平成20年5月に発効した「障害者の権利に関する条約（仮称）」の締結に向けて作業を進めています。その一環として、平成23年8月に障害者基本法の改正が行われ、新たに「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という目的が明示されました。

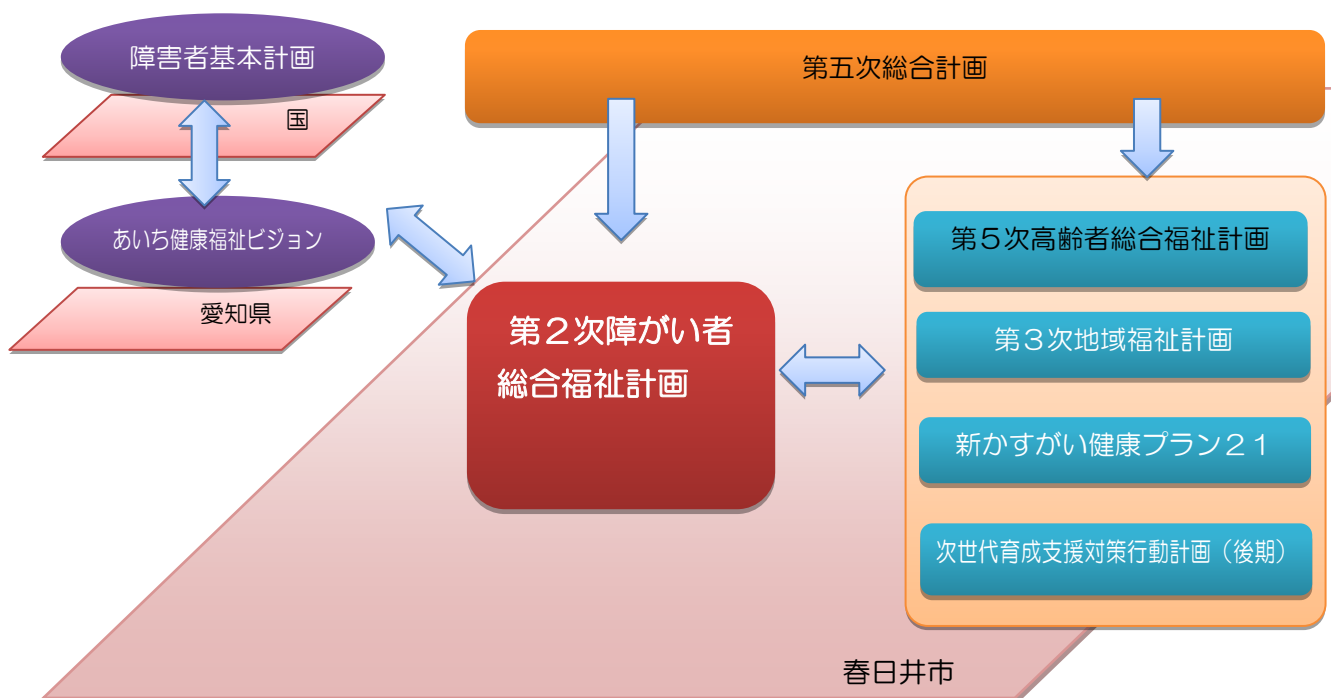
また、平成18年10月に施行された障害者自立支援法は、障がいのある人が受けるサービスの利用料を原則として1割負担としていますが、現在、障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けた検討が進んでおり、平成25年度中には、障がいのある人に関わる新たな法体系が整備される予定です。

愛知県においては、平成23年6月に「あいち健康福祉ビジョン」を策定し、「ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち～『あいち健幸社会』の実現」を基本理念として、長期的な福祉の進むべき方向を定めて、障がい者施策を推進しています。

本市では、障がいのある人の人数の増加や行政に対する福祉ニーズの多様化、大規模災害時における障がいのある人への支援の課題等に対応し、長期的視点から総合的かつ計画的に障がい者福祉に関する施策を推進するため、「第2次春日井市障がい者総合福祉計画」を策定します。

Ⅱ 計画の性格

- 1 この計画は、本市の障がい者福祉に関する様々な施策について、長期的視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に定める市町村障害者計画と、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項に定める市町村障害福祉計画を一体的に策定するものです。
- 2 この計画は、第五次春日井市総合計画を上位計画とし、他の関連する計画と整合を図っています。
- 3 この計画は、国の「障害者基本計画」及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」と整合を図っています。



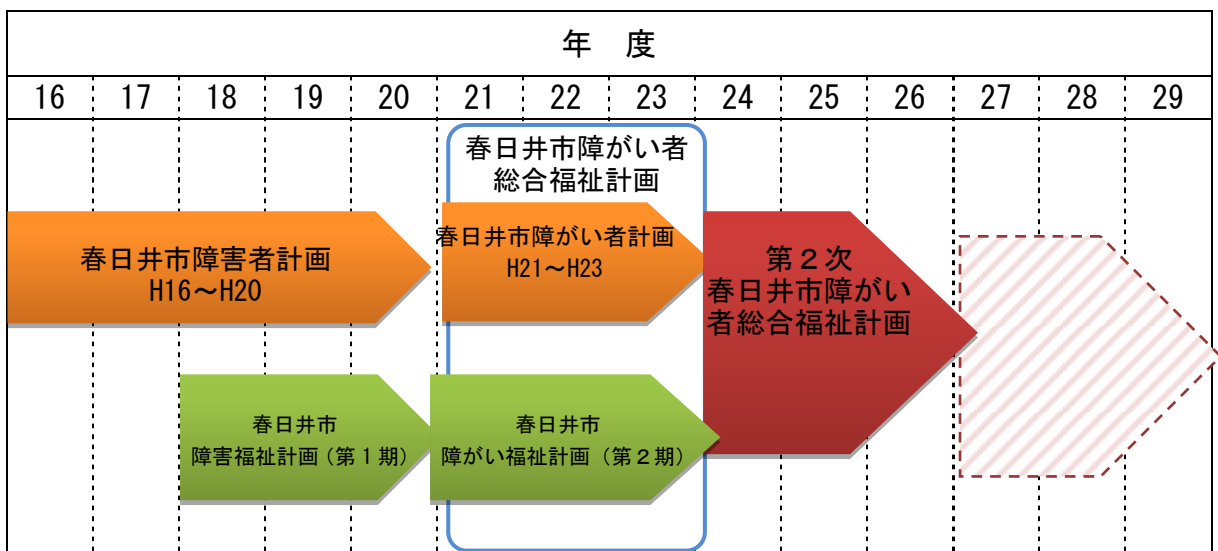
Ⅲ 計画の対象

この計画は、市民、市内の企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。また、「障がいのある人」とは「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

※ 障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

Ⅳ 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3か年とします。なお、計画期間が平成25年度までとなっていた障がい者計画は、平成24年度からこの計画が継承しています。

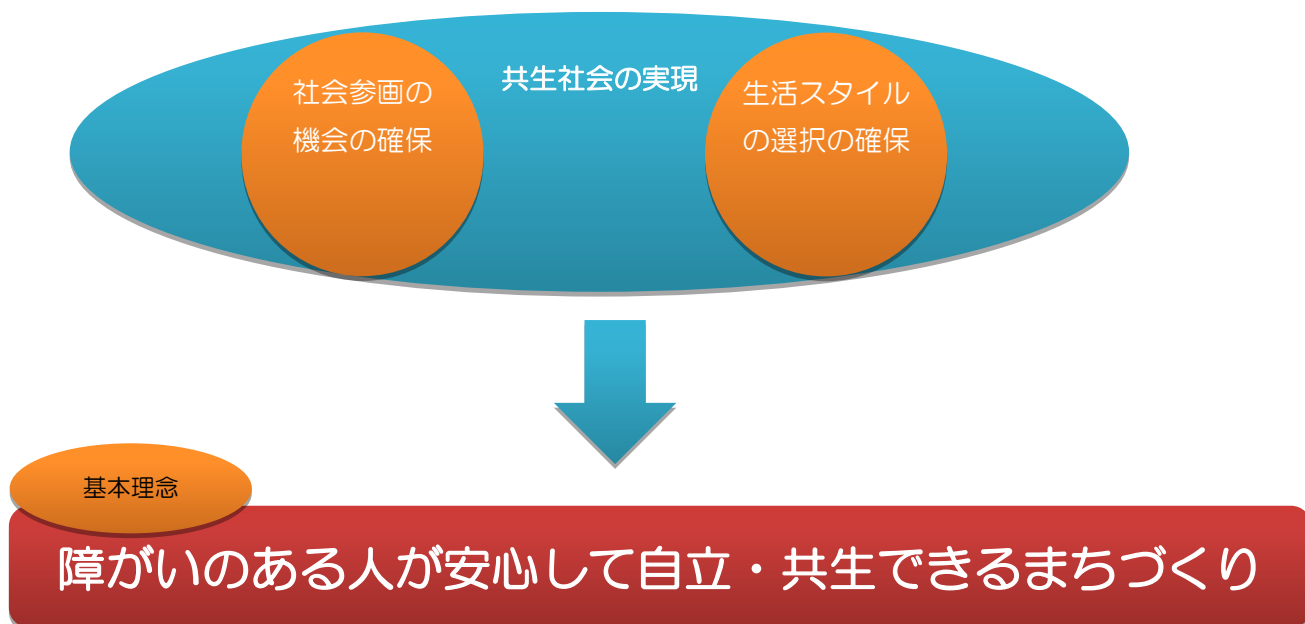




計画の基本的な考え方

I 基本理念

この計画は、すべての障がいのある人の社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会や、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会を確保するとともに、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現するため、『障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり』を基本理念とします。



Ⅱ 基本的な視点

この計画では、基本理念である『障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり』の実現のため、計画全体にわたる横断的考え方として、次の3つの基本的視点を定めます。

1 自己実現の尊重

障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的にサービスを利用し自立した生活が送ることができるように、障がいのある人の自己実現を尊重する計画とします。

2 ライフステージへの対応

ライフステージによって異なる生活様式や生活環境による課題の把握に努め、障がいのある人の一人ひとりの人生のステージにおけるニーズに対応する計画とします。

3 多様なニーズへの対応

保健・医療・福祉にとどまらず、幅広い分野にわたる多くの関係機関や団体などとの連携により、障がいの種類や程度によって異なるさまざまなニーズに対応する計画とします。

Ⅲ 重点課題

この計画は、次の4つを重点課題として取り上げ、積極的に施策を推進していきます。

1 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもが社会に出て地域で暮らす力を身につけられるように、母子保健及び療育・教育支援事業の充実を図ります。

身体障がい、知的障がいのほか、自閉症や学習障がいなどの発達障がいの早期発見を図り、療育支援体制を充実します。また、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その子どもの能力や可能性を最大限に伸長するため、特別支援教育を推進します。

【重点施策】

分野	基本的施策	具体的施策
2 保健・医療	(2) 早期発見・早期療育体制の確立	ア 4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を実施し、必要に応じて健康相談や訪問指導をします。 イ 妊娠、出産、育児についての理解を深める講座を開催します。 ウ 新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施します。 エ 言語訓練事業を充実します。 オ 親子通所療育事業を拡大します。 カ 発達・言語に心配のある子どもと親同士の交流を支援します。 キ 愛知県ココロニと連携し、地域療育支援事業を実施します。

3 保育・教育	(1) 障がい児保育の充実	ア 障がい児保育実施園を拡充します。 イ 保育士の障がいに関する知識や技術の向上を図ります。 ウ 障がい者生活支援センターにおける相談体制を充実します。
	(2) 特別支援教育等の充実	ア 特別支援教育コーディネーターを育成します。 イ 特別支援教育支援員の配置に向けて取組を進めます。 ウ 就学指導を実施します。 エ 特別支援教育連携協議会の設置に向けて研究します。 オ 小・中学校の建物などのバリアフリー化を進めます。
	(3) 障がい児の居宅生活の支援等の充実	ア サービス事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充について働きかけます。 イ サービス事業者に専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけます。 ウ 障がい者生活支援センターの相談員の研修への参加を促進し、資質の向上を図ります。 エ 障がい者生活支援センターの周知に努めます。

2 雇用・就労の促進

障がいのある人が安定した質の高い生活が送れるよう、一般企業、ハローワーク、学校、障害者就労・生活支援センターなどの相談支援事業者、就労支援事業者などと連携し、障がいのある人の雇用機会の確保拡大を図るとともに、就労への支援を充実します。

【重点施策】

分野	基本的施策	具体的施策
4 雇用・就労	(1) 障がい者雇用の促進	ア 障がいのある人の雇用や就労問題に関する啓発活動を推進します。 イ 就労のための相談支援や就労に関する情報提供を推進します。 ウ 障がい者雇用促進企業等物品等調達優遇制度を実施します。 エ 職場の施設や設備のバリアフリー化を推進します。 オ ジョブコーチの活用促進を図ります。

3 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実

障がいのある人やその家族が安心して地域での生活が送れるよう、障がい者生活支援センターにおける相談支援や成年後見制度への利用支援を充実するとともに、地域での生活を支えるホームヘルプサービスやショートステイの充実、生活介護、放課後児童デイサービスなど日中の活動の場となる通所施設の利用促進を図ります。

【重点施策】

分野	基本的施策	具体的施策
5 生活支援	(1) 障がい福祉サービスの充実	ア 民間事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充について働きかけるとともに、設置を支援します。
	(2) 地域生活支援事業の充実	イ 民間事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充について働きかけます。 ウ サービス事業者に専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけます。 オ 地域の課題の解決を図り、障がいのある人の生活を支援します。 カ 障がい者生活支援センターの相談員の研修への参加を促進し、資質の向上を図ります。 キ 障がい者生活支援センターの周知に努めます。
	(3) 障がい児の居宅生活の支援の充実	ア サービス事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充について働きかけるとともに、設置を支援します。 イ サービス事業者に専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけます。 ウ 障がい者生活支援センターの相談員の研修への参加を促進し、資質の向上を図ります。 エ 障がい者生活支援センターの周知に努めます。

4 地域移行の促進

今までの入所施設や病院などにおける集団生活から、障がいのある人個々の状態やニーズにあった支援を充実させ、障がいのある人やその家族の希望に基づき、自己決定と自己選択ができる地域生活への移行を促進します。そのため住宅への入居支援や住宅の改修支援を始め、グループホーム、ケアホームの設置など、生活の基盤整備を促進します。

【重点施策】

分野	基本的施策	具体的施策
2 保健・医療	(3) 精神保健福祉施策の推進	ア 精神障がいのある人の社会復帰を支援します。 イ 精神障がいのある人の退院の促進を図ります。 ウ グループホーム・ケアホームの整備を推進します。
6 生活環境	(1) 福祉のまちづくりの推進	ア 障がいのある人などに配慮した歩道や公園の整備を推進します。 イ 不特定多数の人が利用する既存の店舗などについて、段差解消や多目的トイレ設置などの施設改善に対して助成します。 ウ 障がいのある人などに配慮した駅や公共施設の整備を推進します。 エ 「はあとふるライナー」を充実します。
	(2) 住環境の整備	ア 市営住宅の再整備にあわせて障がいのある人などに配慮した住宅の整備を推進します。 イ 身体障がいのある人の住宅改修費の一部を助成します。

IV 施策の体系

基本理念

障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり

基本的な視点

自己実現の尊重

ライフステージ
への対応

多様なニーズ
への対応

分野	基本的施策	
1 啓発・交流	(1)啓発・広報活動の推進	(2)地域福祉活動の推進
	(3)障がい福祉教育の充実	(4)ボランティア活動の推進
2 保健・医療	(1)障がいの原因となる疾病などの予防及び障がいの軽	(2)早期発見・早期療育体制の確立
	(3)精神保健福祉施策の推進	
3 保育・教育	(1)障がい児保育の充実	(2)特別支援教育等の充実
	(3)障がい児の居宅生活の支援等の充実	
4 雇用・就労	(1)障がい者雇用の促進	(2)福祉的就労の充実
5 生活支援	(1)障がい福祉サービスの充実	(2)地域生活支援事業の充実
	(3)障がい児の居宅生活の支援等の充実	(4)自立した生活を支えるサービスの推進
6 生活環境	(1)福祉のまちづくりの推進	(2)住環境の整備
	(3)防災・防犯対策の充実	
7 スポーツ・文化・ レクリエーション活動	(1)スポーツ・レクリエーション活動の推進	(2)文化活動の推進
8 情報・コミュニケーション	(1)情報・コミュニケーション支援の充実	

3

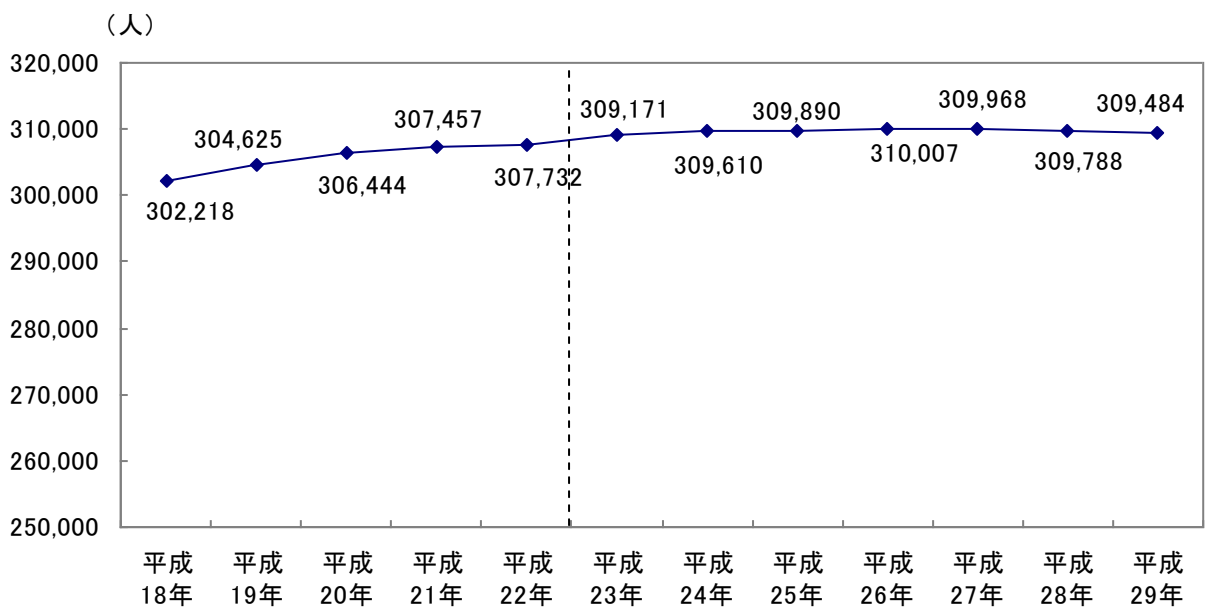
障がいのある人の現状と推計
サービスの実績と評価

I 本市の人口の推移と推計

本市の総人口は、平成22年10月1日現在307,732人となっており、増加傾向にあります。

年齢別の人口推移から将来人口を推計すると、平成28年をピークに人口減少期に入ることが予測され、平成29年では309,484人と推計されます。

図表 人口の推移と将来推計



	実績値					推計値						
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満	53,815	54,405	54,855	55,061	55,181	54,717	54,235	53,516	52,763	51,795	50,856	49,708
18～39歳	97,825	97,040	95,546	93,487	90,823	85,887	83,547	81,387	79,684	78,303	77,164	76,556
40～64歳	99,752	99,248	99,286	99,189	100,029	102,238	102,021	102,115	102,427	103,133	103,843	104,499
65歳以上	50,826	53,932	56,757	59,720	61,699	66,329	69,807	72,872	75,133	76,737	77,925	78,721
計	302,218	304,625	306,444	307,457	307,732	309,171	309,610	309,890	310,007	309,968	309,788	309,484

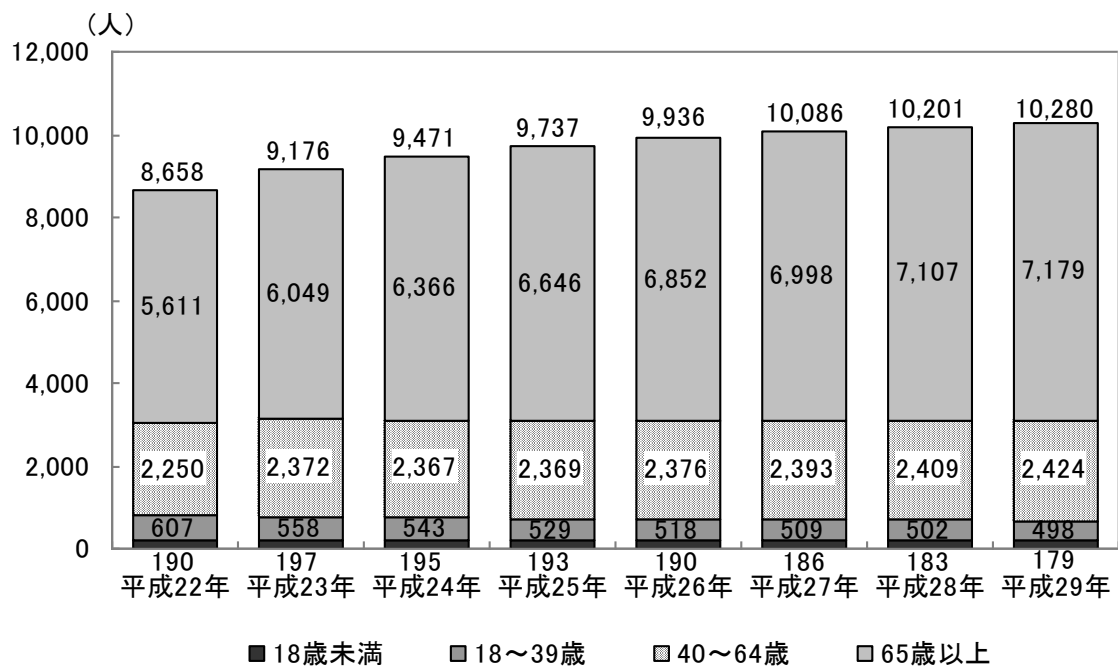
Ⅱ 障がいのある人の数の推移と推計

1 身体障がいのある人の数

身体障がいのある人（身体障がい者手帳を所持している人）の数は、平成22年10月1日現在8,658人となっており、増加傾向にあります。年齢別で見ると、65歳以上での増加が著しくなっています。

平成29年には10,280人となることが推測され、全体的に増加することが予測されます。

図表 年齢別身体障がいのある人の数の推計

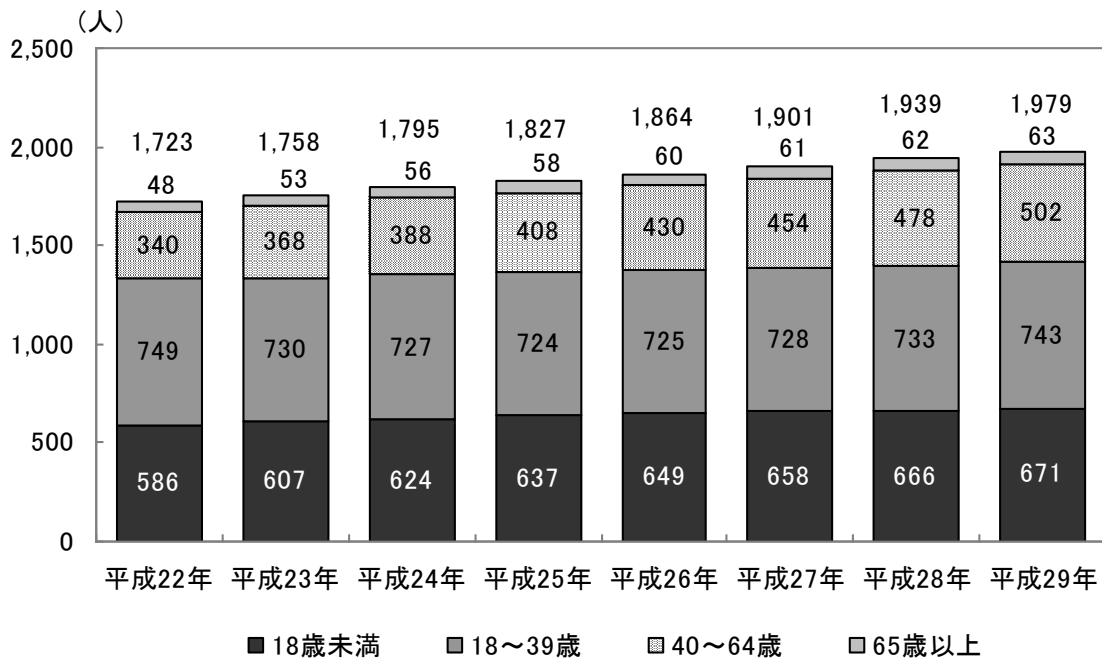


2 知的障がいのある人の数

知的障がいのある人（療育手帳を所持している人）の数は、平成22年10月1日現在1,723人となっており、増加傾向にあります。

平成29年には1,979人となることが推測され、全体的に増加することが予測されます。

図表 年齢別知的障がいのある人の数の推計

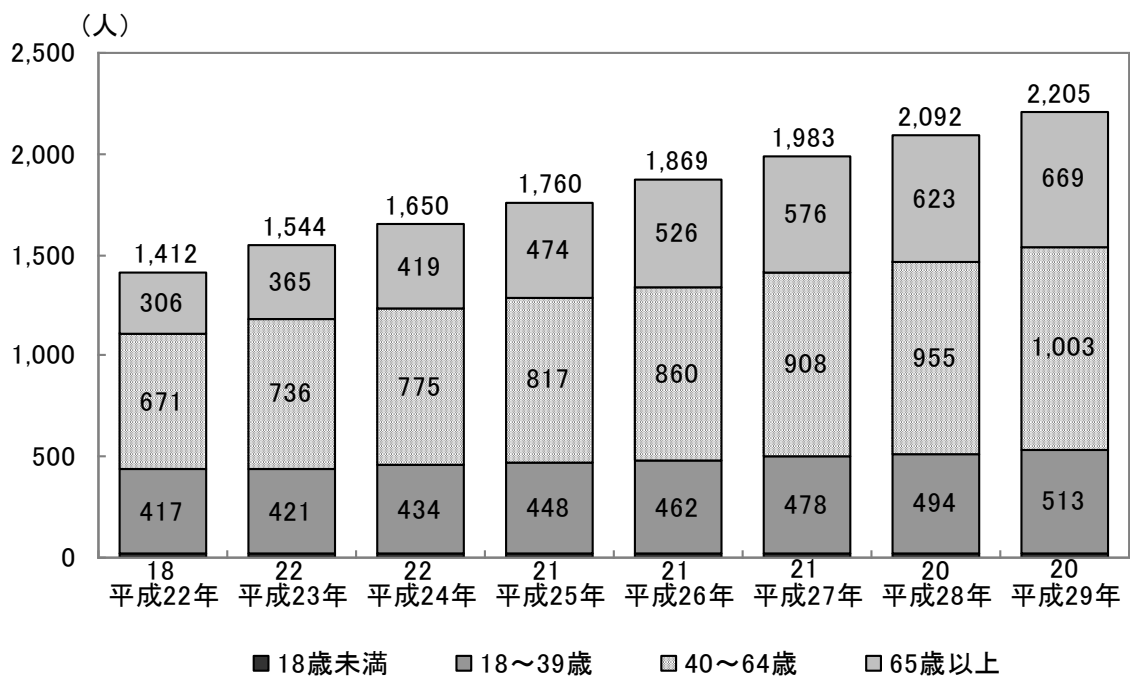


3 精神障がいのある人の数

精神障がいのある人（精神障がい者保健福祉手帳を所持している人）の数は、平成22年10月1日現在1,412人となっており、増加傾向にあります。

平成29年には2,205人となることが推測され、18歳～65歳以上の精神障がいのある人が増加することが予測されます。

図表 年齢別精神障がいのある人の数の推計

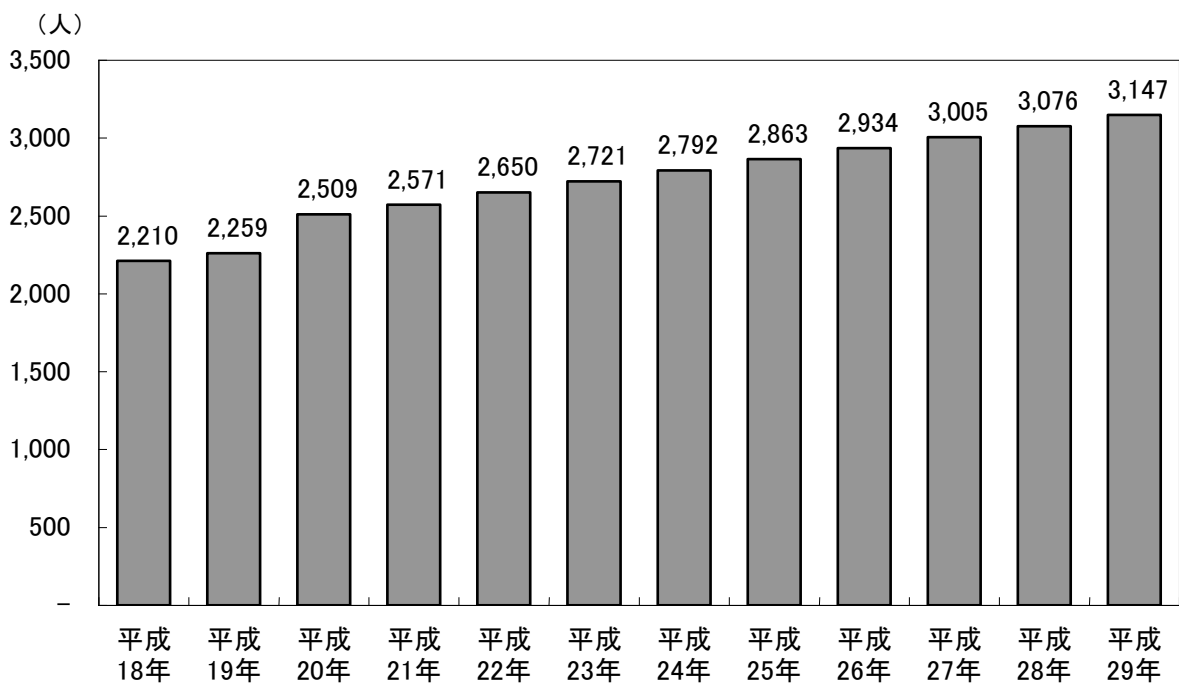


4 自立支援医療（精神通院）受給者数

本市の自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成22年10月1日現在2,650人となっており、増加傾向にあります。

平成23年7月、厚生労働省は諮問機関・社会保障審議会医療部会に対し、「4大疾病」としてきたがん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病に精神疾患を追加して「5大疾患」とする方針を示しました。うつ病や統合失調症、認知症などの精神疾患の患者は年々増え、従来の4大疾病をはるかに上回っているのが現状であり、今後も増加すること予測されます。

図表 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移と推計



Ⅲ 障がい福祉サービス・相談支援事業の実績と評価

1 実績

区分	単位	18年度			19年度		
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障がい者等包括支援	人						
	時間	4,350	4,166	95.8%	5,022	4,884	97.3%
生活介護	人						
	延べ日数	2,333	812	34.9%	5,821	2,011	34.6%
自立訓練(機能訓練)	人						
	延べ日数	44	19	43.2%	110	12	11.0%
自立訓練(生活訓練)	人						
	延べ日数	396	0	0.0%	990	0	0.0%
就労移行支援	人						
	延べ日数	347	101	29.2%	866	79	9.2%
就労継続支援(A型)	人						
	延べ日数	132	0	0.0%	352	0	0.0%
就労継続支援(B型)	人						
	延べ日数	1,232	610	49.6%	3,058	1,947	63.7%
療養介護	人	5	1	20.0%	5	2	40.0%
児童デイサービス	人						
	延べ日数	1,264	1,486	117.6%	1,380	1,926	139.6%
短期入所	人						
	延べ日数	573	422	73.7%	603	451	74.8%
共同生活援助 共同生活介護	人	45	37	82.3%	68	43	63.3%
施設入所支援	人	46	1	2.2%	115	24	20.9%
相談支援	人	67	0	0.0%	166	0	0.0%

20年度			21年度			22年度		
見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率
			238	252	105.9%	247	269	109.0%
5,694	5,262	92.5%	5,799	5,714	98.6%	6,213	6,973	112.3%
			207	220	106.3%	283	313	110.7%
7,554	2,370	31.4%	2,857	3,665	128.3%	3,905	5,712	146.3%
			5	2	40.0%	7	4	57.2%
143	51	35.7%	75	21	28.0%	105	65	62.0%
			11	12	109.1%	21	12	57.2%
1,287	118	9.2%	242	218	90.1%	462	241	52.2%
			12	12	100.0%	24	25	104.2%
1,126	175	15.6%	230	226	98.3%	461	418	90.7%
			30	7	23.4%	30	20	66.7%
440	0	0.0%	660	152	23.1%	660	425	64.4%
			153	141	92.2%	156	151	96.8%
3,960	2,239	56.6%	2,907	2,607	89.7%	2,964	2,818	95.1%
5	3	60.0%	4	3	75.0%	5	3	60.0%
			254	316	124.5%	266	354	133.1%
1,496	2,773	185.4%	2,794	3,232	115.7%	2,926	3,846	131.5%
			67	62	92.6%	68	75	110.3%
634	399	63.0%	462	422	91.4%	469	451	96.2%
79	53	67.1%	70	64	91.5%	88	68	77.3%
150	36	24.0%	47	45	95.8%	108	91	84.3%
216	1	0.5%	3	0	0.0%	3	0	0.0%

2 評価

サービスの種類		評価
訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・重度障がい者等包括支援 	<p>居宅介護などの訪問系サービスの利用実績は、平成21年度については見込み量とほぼ同量に、平成22年度については見込み量を上回る結果となりました。</p>
日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型・B型） ・療養介護 ・児童デイサービス ・短期入所 	<p>新体系への移行があった影響もあり、生活介護については、平成21年度、平成22年度ともに利用実績が見込み量を上回っています。</p> <p>児童デイサービスについては、必要な見込み量に対して実績が上回っています。</p> <p>短期入所については、見込み量とほぼ同量の実績となっており、利用件数は緩やかな増加傾向にあります。</p>
居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助 ・共同生活介護 ・施設入所支援 	<p>共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護事業（ケアホーム）については、平成21年度、平成22年度ともに利用見込みを下回っていますが、徐々に増加する傾向にあります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援 	<p>サービスの対象となる人が少ないこともあり、平成21年度、平成22年度ともに利用はありませんでした。</p>

Ⅳ 地域生活支援事業の実績と評価

1 実績

区分	単位	18年度			19年度		
		見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率
障がい者相談支援事業							
実施見込みか所数	事業所数	1	1	100.0%	4	4	100.0%
相談員数	人	2	2	100.0%	6	6	100.0%
相談件数	件	3,200	2,676	83.7%	4,943	4,166	84.3%
地域自立支援協議会	設置状況	設置	未設置	—	設置	設置	—
住宅入居等支援事業	実施状況	設定なし	—	—	3人予定	実績なし	0.0%
成年後見制度利用支援事業	実施状況	1人予定	0	0.0%	3人予定	0	0.0%
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者窓口設置者数)	人						
(手話通訳者派遣件数)	件	391	374	95.7%	406	404	99.6%
(要約筆記者派遣件数)	件	61	4	6.6%	64	6	9.4%
移動支援事業	事業所数	30	31	103.4%	31	31	100.0%
	人	270	221	81.9%	291	268	92.1%
	時間	26,925	10,289	38.3%	29,047	20,470	70.5%
地域活動支援センター事業 (基礎的事業)	事業所数	5	3	60.0%	7	3	42.9%
	人	30	96	320.0%	74	111	150.0%
日中一時支援事業	人	94	45	47.9%	138	65	47.2%
	回	1,433	434	30.3%	3,035	1,090	36.0%
訪問入浴サービス事業	件	880	761	86.5%	977	823	84.3%
日常生活用具給付等事業	件	3,316	1,419	42.8%	3,466	3,919	113.1%
介護・訓練支援用具	件	16	6	37.5%	17	14	82.4%
自立生活支援用具	件	33	6	18.2%	34	50	147.1%
在宅療養等支援用具	件	48	17	35.5%	50	53	106.0%
情報・意思疎通支援用具	件	38	13	34.3%	40	41	102.5%
排泄管理支援用具	件	3,164	1,376	43.5%	3,307	3,757	113.7%
居宅生活動作補助用具	件	17	1	5.9%	18	4	22.3%

20年度			21年度			22年度		
見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率	見込み量	実績	達成率
4	4	100.0%	4	4	100.0%	4	4	100.0%
6	8	133.4%	9	9	100.0%	9	9	100.0%
5,076	5,502	108.4%	7,400	6,825	92.3%	7,585	6,633	87.5%
設置	設置	100.0%	設置	設置		設置	設置	
3人予定	0	0.0%	実施	未実施		実施	未実施	
3人予定	3	100.0%	実施	実施		実施	実施	
			1	1	100.0%	1	1	100.0%
419	360	86.0%	440	376	85.5%	460	329	71.6%
66	3	4.6%	10	6	60.0%	12	3	25.0%
32	41	128.2%						
304	258	84.9%	319	246	77.2%	327	240	73.4%
30,311	17,681	58.4%	26,796	17,719	66.2%	27,468	16,502	60.1%
10	4	40.0%	10	11	110.0%	11	13	118.2%
97	124	127.9%	129	126	97.7%	133	138	103.8%
141	75	53.2%	88	139	158.0%	90	188	208.9%
3,092	1,015	32.9%	1,487	2,648	178.1%	1,521	5,247	345.0%
1,062	846	79.7%	1,008	825	81.9%	1,008	830	82.4%
3,604	4,137	114.8%	3,928	4,215	107.4%	4,046	4,810	118.9%
17	15	88.3%	16	9	56.3%	16	16	100.0%
36	46	127.8%	52	31	59.7%	54	39	72.3%
52	50	96.2%	57	42	73.7%	59	48	81.4%
41	46	112.2%	48	40	83.4%	49	44	89.8%
3,439	3,974	115.6%	3,751	4,090	109.1%	3,864	4,649	120.4%
19	6	31.6%	4	3	75.0%	4	14	350.0%

2 評価

サービスの種類	評価
相談支援事業	<p>障がい者相談支援事業の利用実績は、ほぼ見込みどおりとなっており、増加傾向を示しています。</p> <p>住宅入居等支援事業は、事業としては実施できていませんが、実態としては相談支援事業者が障がいのある人の住宅探しをサポートしている現状があります。</p> <p>成年後見制度利用支援事業の利用実績は、平成21年度、平成22年度ともに1件となっています。</p>
コミュニケーション支援事業	<p>手話通訳派遣者数は、利用者がある程度特定されていることから、転出など個人的要因により年毎の利用実績の変動がありました。</p> <p>要約筆記者派遣件数は、平成21年度、平成22年度で見込み量を下回っています。</p>
移動支援事業	<p>利用人数は見込み量に対し、8割以上の実績となっていますが、利用時間は、見込み量に対して利用実績が下回っています。</p>
地域活動支援センター事業	<p>平成22年度の施設の定員数が見込みを上回ったため、利用実績についても、必要な見込み量を上回っています。</p>
日中一時支援事業	<p>平成21年度、平成22年度ともに利用人数・回数が見込み量を大きく上回っています。</p>
訪問入浴サービス事業	<p>利用実績は、見込み量に対して8割以上の実績となっており、利用件数はほぼ横ばいで、推移しています。</p>
日常生活用具給付事業	<p>平成21年度、平成22年度ともに利用実績が見込み量を上回りました。特に排泄管理支援用具の給付が増加しています。また、平成22年度は居宅生活動作補助用具（住宅改修）の利用実績が増加しています。</p>



施策の推進

I 啓発・交流

現状と課題

アンケート調査結果によると、障がいのある人に対する差別については、約9割の方があると感じていることがわかりました。

障がいの有無等にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会（共生社会）について、約8割の人が賛同できるとしています。

こうしたことから、広く市民に障がいや障がいのある人に対する正しい知識の普及と理解を深める啓発を行うとともに、学校における障がい福祉教育をより充実させる必要があります。

また、共生社会の実現にむけて、障がいのある人とない人がともに参加することができるイベントなどの充実により、お互いのコミュニケーションを図る機会を増やすことや、学校等における福祉教育の実施などにより日常的にふれあい、互いに理解しあうことができる環境を充実させる必要があります。

あわせて、障がいのある人の地域生活を支えるボランティアの育成や地域での協力体制の充実が必要です。

基本的施策

「共生社会」の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に関する市民の理解の促進と、幅広い市民参加による普及・啓発活動を推進します。

- 1 啓発・広報活動の推進
- 2 地域福祉活動の推進
- 3 障がい福祉教育の充実
- 4 ボランティア活動の推進

具体的施策

基本的施策	具体的施策
1 啓発・広報活動の推進	<p>ア 広報紙、ホームページを活用し、障がい者の日・障がい者週間にあわせた啓発を行います。</p> <p>イ 講演会を開催します。</p> <p>ウ 障がい者作品展を行います。</p> <p>エ 障がい疑似体験（ハンディキャップシュミレーション）を促進します。</p> <p>オ 障害者権利条約及び障がい者関連法令の周知を図ります。</p> <p>カ 「こころの健康講座」により精神保健福祉に関する啓発を推進します。</p>
2 地域福祉活動の推進	<p>ア 地域における交流・ふれあいの場づくりを推進します。</p> <p>イ 見守りネットワーク事業への取組を支援します。</p>
3 障がい福祉教育の充実	<p>ア 障がい福祉教育を推進します。</p> <p>イ 障がいのある子どもと障がいのない子どもや地域の人達がともに活動する交流学习を推進します。</p>
4 ボランティア活動の推進	<p>ア 点字・点訳・要約筆記・手話・音声訳など各種ボランティア育成講座を開催します。</p> <p>イ ボランティア活動の情報提供やボランティアのコーディネートなど各種のボランティア活動を支援します。</p>

数値目標

1 障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合

項目	平成22年度実績値	平成26年度目標値
アンケート調査結果において、障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合	89%	50%

Ⅱ 保健・医療

現状と課題

厚生労働省の「身体障害児・者実態調査によると、心臓や腎臓等の内部障がいの発生年齢の8割は、40歳以上となっています。

自立支援医療（精神通院）の受給者数は、平成22年10月1日現在で2,650人となっており、平成18年から毎年増加しています。

アンケート調査結果によると、精神に障がいのある人約6割が地域で暮らしたいと考えています。

こうしたことから、内部障がいの発生原因であるとされる高血圧、糖尿病等の生活習慣病の予防や、健康診査等による早期発見、その後の適切な治療が必要です。

新生児や乳幼児の障がいについても成長過程における障がいの軽減や発達に大きな影響を及ぼすことから、早期発見の機会を逃さないようにし、適切な医療や療育につなげていく必要があります。

また、精神に障がいのある人に対しては、気軽に相談できる窓口の整備や保健所や医療機関との連携により支援体制の充実、退院や社会復帰を促進するための受け入れ環境の整備を図ることが必要となります。

基本的施策

保健・医療・療育サービスの適切な提供を図り、障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見・早期治療・早期療育に努めます。また、精神保健福祉に関する施策を充実します。

- 1 障がいの原因となる疾病などの予防及び障がいの軽減
- 2 早期発見・早期療育体制の確立
- 3 精神保健福祉施策の推進

具体的施策

基本的施策	具体的施策
1 障がいの原因となる疾病などの予防及び障がいの軽減	<p>ア 各種健診の受診の促進を図るとともに、健康診査の結果に基づき、保健指導を実施します。</p> <p>イ 身近な市の相談窓口で、メンタルヘルス相談を実施します。</p> <p>ウ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つよう啓発します。</p> <p>エ 各種のリハビリテーション事業を推進します</p>
2 早期発見・早期療育体制の確立	<p>ア 4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を実施し、必要に応じて健康相談や訪問指導をします。</p> <p>イ 妊娠、出産、育児についての理解を深める講座を開催します。</p> <p>ウ 新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施します。</p> <p>エ 言語訓練事業を充実します。</p> <p>オ 親子通所療育事業を拡大します。</p> <p>カ 発達・言語に心配のある子どもと親同士の交流を支援します。</p> <p>キ 愛知県コロニーと連携し、地域療育支援事業を実施します。</p>
3 精神保健福祉施策の推進	<p>ア 精神障がいのある人の社会復帰を支援します。</p> <p>イ 精神障がいのある人の退院の促進を図ります。</p> <p>ウ グループホーム・ケアホームの整備の推進に努めます。</p> <p>エ 精神障がいのある人の医療費を助成します。</p>

数値目標

1 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行（未定）

項目	平成22年度実績値	平成26年度目標値

Ⅲ 保育・教育

現状と課題

障がい児保育については、平成 23 年 3 月 31 日現在において、市内 16 園（市立 14 園、私立 2 園）で実施しています。

小中学校における特別支援教育は、平成 23 年 3 月 31 日現在において、市内 47 校（小学校 34 校、中学校 13 校）で実施しています。

アンケート調査結果では、約 6 割の人が障がいの程度・内容にあった療育の充実を求めています。

このため、障がいのある子どもへの関わりについて、本人の主体性を尊重した支援体制や障がいの特性や成長段階に応じた適切な教育を受けられる環境の整備、乳幼児期から児童期、就労に至るまでの一貫した支援の充実を図ることが必要です。

基本的施策

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うため、各関係機関の連携による保育・教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上などにより、特別支援教育のより一層の充実を図ります。

- 1 障がい児保育の充実
- 2 特別支援教育等の充実
- 3 障がい児の居宅生活の支援等の充実

具体的施策

基本的施策	具体的施策
1 障がい児保育の充実	<p>ア 障がい児保育を実施します。</p> <p>イ 保育士の障がいに関する知識や技術の向上を図ります。</p>
2 特別支援教育等の充実	<p>ア 特別支援教育コーディネーターを育成します。</p> <p>イ 特別支援教育支援員の配置に向けて取組を進めます。</p> <p>ウ 就学指導を実施します。</p> <p>エ 特別支援教育連携協議会の設置に向けて研究します。</p> <p>オ 小・中学校の建物などのバリアフリー化を進めます。</p> <p>カ 放課後児童健全育成事業を実施します。</p>
3 障がい児の居宅生活の支援等の充実	<p>ア サービス事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充について働きかけます。</p> <p>イ サービス事業者に専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけます。</p> <p>ウ 障がい者生活支援センターの相談員の研修への参加を促進し、資質の向上を図ります。</p> <p>エ 障がい者生活支援センターの周知に努めます。</p>

数値目標

1 放課後児童デイサービス利用者数

項目	平成22年度末実績値	平成26年度末目標値
1か月当たりの放課後児童デイサービス（児童デイサービス）利用者数	354人	500人

IV 雇用・就労

現状と課題

アンケート調査結果によると、3割以上の方が障がいのある人の雇用促進を充実させるべきだとしています。

また、就労している人のうち、仕事を変えたり、辞めたりした経験のある人は、身体障がい者で3割強、知的障がい者で約3割、精神障がい者で5割強となっています。仕事を変えたり、辞めた主な理由については、身体障がい者、精神障がい者で「病気のため」、知的障がい者で「倒産やリストラのため」の割合が高くなっています。

今後も、各企業に対して障がい者雇用率の引き上げを促すとともに、事業主や従業員などに向けて、障がいのある人の雇用に対する社会的責務や障がいのある人への理解を啓発するとともに、障がいのある人への就労に関する情報提供や相談支援を充実させることが必要です。

あわせて、障がいのある人が長期にわたり就労するためには、関連機関と連携し、障がい特性に対応した多様な雇用形態を採用したり、職場環境の改善を図るなど、職場定着のための支援が必要です。

また、企業などで就労が困難な障がいのある人に対する福祉的就労の場の確保や事業所の運営の支援などが必要です。

基本的施策

障がいのある人の就労を促進するために、その適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるよう、雇用環境の整備を推進するとともに、障がいのある人が就労を継続できるよう、職場定着指導などの支援体制を充実します。また、福祉的就労の場の確保に向けて、就労施設の整備を支援します。

1 障がい者雇用の促進

2 福祉的就労の充実

具体的施策

基本的施策	具体的施策
1 障がい者雇用の促進	<p>ア 障がいのある人の雇用や就労問題に関する啓発活動を推進します。</p> <p>イ 就労のための相談支援や就労に関する情報提供を推進します。</p> <p>ウ 障がい者雇用促進企業等物品等調達優遇制度を実施します。</p> <p>エ 職場の施設や設備のバリアフリー化を推進します。</p> <p>オ ジョブコーチの活用促進を図ります。</p>
2 福祉的就労の充実	<p>ア 障がい福祉サービス事業所の整備を支援します。</p> <p>イ 障がいのある人が作った物品の販売を促進します。</p>

数値目標

1 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	平成 22 年度実績値	平成 26 年度目標値
福祉施設を退所し、一般就労した者の数年間一般就労移行者数	3人	28人

※福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の各事業を行う事業所をいいます。

V 生活支援

現状と課題

アンケート調査結果によると、障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方でも「家族などで十分な介護ができる」との理由などにより4割弱の方が障がい福祉サービス等を利用していないことがわかりました。

あわせて、今後のサービスの利用意向について、次のような結果となりました。

	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がい児
第1位	居宅介護 9.9%	短期入所 17.5%	デイケア・ナイトケア 13.9%	児童デイサービス 45.8%
第2位	生活介護 8.6%	知的障がい者更生施設 16.5%	就労移行支援 12.7%	日中一時支援 34.8%
第3位	移動支援 7.1%	生活介護 13.7%	生活介護 11.0%	移動支援 27.1%

また、障がい者生活支援センターでの相談支援について、7割以上の方が利用したことがなく、利用した方の約6割の方が不満があるという結果が出ています。

こうしたことから、まず、福祉サービスの利用を促進し、家族の負担軽減を目指すとともに、障がい者生活支援センターにおいても、障がいのある人やその家族が生活上の課題について気軽に相談でき、満足できる体制を充実させることが必要です。

基本的施策

利用者本位の考え方にに基づき、障がいのある人の多様なニーズに対応する生活支援やサービスの量的・質的な充実を図ります。

また、ライフステージに応じた相談支援や各種サービスの提供を図り自立した生活を支援します。

- 1 障がい福祉サービスの充実
- 2 地域生活支援事業の充実
- 3 障がい児の居宅生活の支援等の充実
- 4 自立した生活を支えるサービスの推進

基本的施策	具体的施策
<p>1 障がい福祉サービスの充実</p>	<p>ア 居宅介護、生活介護等のサービス事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充について働きかけるとともに、設置を支援します。</p> <p>イ 自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がいのある人の適切なサービス利用計画の作成を促進します。</p> <p>ウ 居宅介護、生活介護等のサービス事業者に専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけます。</p> <p>エ 居宅介護、生活介護等のサービス事業者に対し、人員配置等の基準について指導を徹底するとともに、利用者のニーズについて、積極的に意向を聴取するよう努めます。</p>
<p>2 地域生活支援事業の充実</p>	<p>ア コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、生活サポート、訪問入浴、日常生活用具給付事業を実施します。</p> <p>イ アの事業を実施するサービス事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充について働きかけます。</p> <p>ウ アの事業を実施するサービス事業者に専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけます。</p> <p>エ アの事業の事業所の指定基準の遵守及び個別支援計画の作成状況について確認し、指導します。</p> <p>オ 地域の課題の解決を図り、障がいのある人の生活を支援します。</p> <p>カ 障がい者生活支援センターの相談員の研修への参加を促進し、資質の向上を図ります。</p> <p>キ 障がい者生活支援センターの周知に努めます。</p> <p>ク 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、関係機関の連携体制の強化や相談体制の整備、啓発の実施などを検討します。</p>

基本的施策	具体的施策
<p>3 障がい児の居宅生活の支援等の充実</p>	<p>ア 放課後児童デイサービス等のサービス事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充について働きかけます。</p> <p>イ 放課後児童デイサービス等のサービス事業者に専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけます。</p> <p>ウ 障がい者生活支援センターの相談員の研修への参加を促進し、資質の向上を図ります。</p> <p>エ 障がい者生活支援センターの周知に努めます。</p>
<p>4 自立した生活を支えるサービスの推進</p>	<p>ア 障がいのある人の福祉の増進を図るため、手当を支給します。</p> <p>イ 日常的な金銭の管理、安否確認、家事の提供、昼食の配食、家庭ごみの収集、車いすの貸出、寝具乾燥など障がいのある人の日常生活に必要なサポートを行います。</p> <p>ウ 障がいのある人の外出に必要な交通費の一部を助成します。</p> <p>エ 障がいのある人が福祉サービスを利用する際に必要な健康診断書料の一部を助成します。</p> <p>オ 盲導犬、介助犬、聴導犬などの身体障がい者補助犬制度の普及啓発に努めます。</p> <p>カ 家族と離れて地域生活を体験する宿泊体験事業の効果的な実施方法について研究します。</p> <p>キ 障がいのある人の居場所づくりの支援について研究します。</p> <p>ク 成年後見制度の利用支援の方法について研究します。</p>

見込み量

1 障がい福祉サービス・相談支援の見込み量

平成 26 年度までの障がい福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

区 分	単位	24 年度	25 年度	26 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	人 時間	303 7,272	320 7,680	337 8,088
生活介護	人 延べ日数	487 9,412	524 9,955	563 10,538
自立訓練（機能訓練）	人 延べ日数	4 65	4 65	4 65
自立訓練（生活訓練）	人 延べ日数	12 252	12 252	12 252
就労移行支援	人 延べ日数	51 918	64 1152	77 1386
就労継続支援（A型）	人 延べ日数	46 988	59 1267	72 1547
就労継続支援（B型）	人 延べ日数	171 3,176	181 3,362	191 3,548
療養介護	人	3	3	3
短期入所	人 延べ日数	101 606	114 684	127 762
共同生活援助 共同生活介護	人	84	92	100
施設入所支援	人	204	204	204
計画相談支援	人			
地域移行支援	人			
地域定着支援	人			

※月別（1か月あたりの平均）の見込み量

2 地域生活支援事業の内容と見込み量

平成26年度までの地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

事業の種類と内容	
①	障がい者相談支援事業 障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行います。
	住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談、助言を通して障がいのある人の地域生活を支援します。
	成年後見制度利用支援事業 障がい福祉サービス等の利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人に対し、市長が後見等の開始の審判請求を行うとともに、その費用を助成することにより、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。 ※平成18年度から実施
②	コミュニケーション支援事業 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳を設置します。
③	移動支援事業 屋外での移動が困難な障がいのある人などに対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援します。
④	地域活動支援センター事業 地域活動支援センターを通して、障がいのある人などに創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。
⑤	日中一時支援事業 障がいのある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他の支援を行います。
⑥	生活サポート事業 障がい程度区分の判定において非該当となった者に対し、居宅介護従事者などを居宅に派遣し、日常生活に関する支援や家事援助を行います。
⑦	訪問入浴サービス事業 地域における障がいのある人などの生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人などの身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

単位	24 年度	25 年度	26 年度
実施見込みか所数（か所）	4	4	4
相談員数（人）	9	9	9
相談件数（件）	8,083	8,808	9,533
実施の予定	実施	実施	実施
実施の予定	実施	実施	実施
手話通訳者実設置見込み者数（人）	1	1	1
手話通訳者派遣件数（件）	372	377	382
要約筆記者派遣件数（件）	6	6	6
（人）	258	263	268
（時間）	18,060	18,410	18,760
市分（か所数）	17	19	21
（人）	156	165	174
他市町分（か所数）	4	4	4
（人）	15	15	15
（人）	270	311	352
（回）	7,536	8,680	9,824
（人）	1	1	1
（時間）	15	15	15
（件）	836	841	846

事業の種類と内容	
⑧	<p>日常生活用具給付事業</p> <p>障がいのある人などに対し、日常生活用具の給付や貸与をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。</p>
⑨	<p>更生訓練費給付事業</p> <p>自立訓練事業や就労移行支援事業を利用している人などに更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。</p>
⑩	<p>施設入所者就職支度金給付</p> <p>自立訓練事業や就労移行支援事業を利用した人などで、就職などにより自立する人に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。</p>
⑪	<p>自動車運転免許取得・改造助成事業</p> <p>障がいのある人などに対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、あるいは、障がいのある人などが就労などに伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。</p>

単位	24 年度	25 年度	26 年度
合計（件）	5,404	5,701	5,998
介護・訓練支援用具（件）	16	16	16
自立生活支援用具（件）	46	48	50
在宅療養など支援用具（件）	52	54	56
情報・意思疎通支援用具（件）	47	49	51
排泄管理支援用具（件）	5,243	5,540	5,837
居宅生活動作補助用具（件）	14	14	14
（人）	6	6	6
（人）	3	3	3
自動車運転免許取得助成（件）	5	5	5
自動車改造助成（件）	5	5	5

○地域自立支援協議会は、平成19年度に設置しました。

VI 生活環境

現状と課題

アンケート調査結果では、今後、充実したほうがよい障がい者施策として、身体障がい者で「公共施設のバリアフリー化の推進」「交通機関の充実や移動支援の充実」「障がい者向けの公営住宅の整備」などが望まれています。

また、災害時の避難について、障がいのある人全体で約5割、2人に1人が、災害時にひとりで避難できないと回答しています。そのうち、一緒に避難してくれる人がいない人が1割程度います。また、災害などの緊急事態に困ると思うことについては、身体障がい者で「自力歩行がやや困難で安全なところまですばやく避難できない」、知的障がい者、障がい児で「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」などの割合が高くなっています。

障がいのある人が安心して自立・共生できるまちを目指すには、道路、公園、公共施設など、すべての市民が利用する場所のバリアフリー化や障がいがある人が安心して生活できる住環境の整備などが必要です。

地域での緊急時の情報伝達体制の整備や、日頃から地域住民や関係団体などの連携による防災訓練や災害発生時の支援体制を確立し、障がいのある人の特性に応じた避難誘導や適切な支援を行うことが必要です。

また、近年は、障がいのある人が被害者となる犯罪も増加していることから、障がいのある人やそのご家族に防犯の普及・啓発が必要です。

基本的施策

誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。また、障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるよう防災対策を推進します。

- 1 福祉のまちづくりの推進
- 2 住環境の整備
- 3 防災・防犯対策の充実

具体的施策

基本的施策	具体的施策
1 福祉のまちづくりの推進	<p>ア 障がいのある人などに配慮した歩道や公園の整備を推進します。</p> <p>イ 不特定多数の人が利用する既存の店舗などについて、段差解消や多目的トイレ設置などの施設改善に対して助成します。</p> <p>ウ 障がいのある人などに配慮した駅や公共施設の整備を推進します。</p> <p>エ 「はあとふるライナー」を充実します。</p>
2 住環境の整備	<p>ア 市営住宅の再整備にあわせて障がいのある人などに配慮した住宅の整備を推進します。</p> <p>イ 身体障がいのある人の住宅改修費の一部を助成します。</p>
3 防災・防犯対策の充実	<p>ア 緊急時の情報提供・通信体制を整備します。</p> <p>イ 災害時要援護者の支え合いマップづくりを推進し、地域における災害時の支え合い、助け合いを進めます。</p> <p>ウ 福祉施設において障がいのある人の防災訓練を実施します。</p> <p>エ 障がいのある人やその家族に対する防犯知識の普及と啓発を図ります。</p>

数値目標

1 施設入所者数及び地域生活移行者数

項目	平成22年度末実績値	平成26年度末目標値
施設入所者の削減数（平成17年度比）	9人（4.7%）	20人（10.4%）
施設入所からグループホーム、ケアホームなどへ移行する者の数（平成17年度比）	23人（12.1%）	58人（30.0%）

Ⅶ スポーツ・文化・レクリエーション活動

現状と課題

アンケート調査結果では、今後、充実したほうがよい障がい者施策として「スポーツ・文化・レクリエーションの支援」と答えた人は、障がいのある人で少数となっています。また、障がいのない人が企業などの民間活動に対して希望する活動について、「障害のある人のスポーツ、文化、レクリエーション活動への支援」と答えた方の割合は、3割弱となっています。

しかし、スポーツ・文化・レクリエーション活動は、社会参加を促進し、障がいのある人の生活の質（QOL）を向上させるうえで重要な役割を果たすだけでなく、健康の増進・機能回復の効果も期待できます。

障がいのある人がスポーツ・文化・レクリエーション活動に気軽に参加できる場・機会を設けるとともに、各分野において適切な指導を受けることができるように指導者の養成や確保を行うなどの支援を充実する必要があります。

基本的施策

障がいのある人の社会参加を促進するうえで、障がいのある人が趣味やスポーツ、学習などさまざまな活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

- 1 スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 2 文化活動の推進

具体的施策

基本的施策	具体的施策
1 スポーツ・レクリエーション活動の推進	<p>ア 国際的及び全国的規模のスポーツ大会で優秀な成績をおさめた者に「春日井市スポーツ賞」としてその功績を顕彰します。</p> <p>イ 福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）を中心に障がいのある人の各種事業プログラムの充実に努めます。</p> <p>ウ 温水プールなどの利用料金を減免します。</p>
2 文化活動の推進	<p>ア 市が主催する講演会や展覧会などの文化活動の場において、手話通訳者や要約筆者などを設置します。</p> <p>イ 社会福祉協議会が実施するパソコン講座など各種講座の開催を支援します。</p> <p>ウ 障がいのある人の創作活動や、音楽・芸能活動を支援します。</p> <p>エ 社会福祉協議会が実施する地域住民が誰でも参加できるいきいきサロンを支援します。</p> <p>オ 図書館の録音図書、点字図書の蔵書を充実し、ボランティアによる対面読書サービスの活用を推進します。</p> <p>カ 図書館の図書無料郵送貸出を実施します。</p> <p>キ 芸術・文化活動に関する指導者や活動を支えるボランティアなど、人材の育成及び確保に努めます。</p>

数値目標

1 福祉文化体育館利用者数

項目	平成22年度実績値	平成26年度目標値
平成26年度の福祉文化体育館を利用した障がいがある人の数	8,127人	10,000人

2 市が主催する講演会等における手話通訳設置数

項目	平成22年度実績値	平成26年度目標値
市が主催する講演会等における手話通訳派遣の数	16件	20件

VIII 情報・コミュニケーション

現状と課題

アンケート調査結果によると、福祉などの情報を得る手段として、「ホームページ」を閲覧している人は、身体障がい者で約 1.5 割、知的障がい者、精神障がい者でそれぞれ 1 割以下となっている一方で、「市の広報」の割合が身体障がい者、知的障がい者で 4 割以上、精神障がい者で約 3 割となっています。また、障がい児では「家族・友人」の割合が約 5 割となっています。

今後は、障がいのある人が必要な情報をタイムリーに得ることができるよう、ホームページへの掲載方法を工夫し、よりわかりやすく、閲覧しやすくする必要があります。また、「市の広報」が重要な情報源となっていることから、広報における福祉に関する情報の提供を充実させる必要があります。

また、これらの情報提供については、視覚障がいや聴覚障がいのある人などにも情報が伝わるように、声の広報やSPコードなどを活用し、情報のバリアフリー化を進める必要があります。

また、障がいのある人が地域で充実した生活を送るためには、コミュニケーション支援の強化が重要です。そのため、障がいの状況に応じた手話通訳者や要約筆記通訳者派遣などのコミュニケーション支援事業の充実を図る必要があります。

基本的施策

IT（情報通信技術）の活用により、障がいのある人の個々の能力を引き出し、自立や社会参加を支援するとともに、障がいの特性に応じた情報提供の充実を図ります。また、手話通訳者を始めとしたコミュニケーションを支援する人材の確保・活用を推進します。

1 情報・コミュニケーション支援の充実

具体的施策

基本的施策	具体的施策
1 情報・コミュニケーションの充実	<p>ア ホームページや冊子などにより制度やサービス内容について周知します。</p> <p>イ 視覚障がいや聴覚障がいのある人などに配慮した情報提供を進めます。</p> <p>ウ 福祉に関する情報提供をわかりやすく、充実した内容とします。</p> <p>エ 市役所に手話通訳者を設置するとともに、医療機関などへの手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。</p>

数値目標

1 手話通訳の派遣件数

項目	平成 22 年度実績値	平成 26 年度目標値
手話通訳派遣の利用件数	329 件	382 件



計画の推進

1 庁内関連機関の連携

この計画は、障がいの理解に向けた啓発や福祉サービスの提供などが総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも関わる計画として位置付けられています。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

2 関係機関との連携

地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、警察及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

3 人材の育成・確保

障がいのある人やその家族の要望に応えるため、障がいのある人が安心して生活し、積極的に社会参加できるように、福祉マンパワーの育成や潜在的な有資格者の活用など障がいのある人を支援する人材の確保に努めます。

4 計画の進行管理

障がい者施策推進協議会を定期的を開催し、この計画の円滑な推進と進行管理、点検、評価を行います。

また、障がい者施策推進協議会と地域自立支援協議会において、情報を共有し、この計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議を行います。なお、両協議会での協議内容は市民に公表します。